

# スコットランドの経済思想から見る ルソーの政治論と商業社会 ——ルソーにおける政治と経済の境界を越えて——

荒井智行

## 第1節 はじめに

本稿は、『ルソー論集—ルソーを知る, ルソーから知る』(鳴子博子編著, 中央大学出版部, 2021年)第3部「政治論考」に収められた2本の論文, 西川純子「ジャン・ジャック・ルソー『社会契約論』における「統治 (gouvernement)」「習俗 (moeurs)」「世論 (opinion publique)」(第10章)と, 関口佐紀「国民から人民へ——ルソーにおけるキャラクター・ナショナルをめぐる考察」(第11章)の中で論じられたルソーの政治論の内容を手がかりにして, これらのルソーの政治論について, 18世紀のスコットランド経済思想の観点から検討を試みる。それにより, ルソーの政治論には, 彼が認識する経済や商業との関係で国民形成がいかに考えられているかを見出そうとしている。

両論文とも, ルソーの政治論における統治の面に焦点が当てられている。その点で, 本稿は, 両論文の本質的な内容から場合によってはおおいに逸れるものであり, 本稿での指摘や主張は, 両論文の研究視点や問題設定の範囲の枠組みを越えるものであると予め断っておきたい。西川, 関口論文もともに, ルソーの政治論の新たな知見を取り入れたきわめて重要な論考であることは言うまでもない。それぞれ, ルソーの政治思想における「統治」, 「世論」, 「習俗」との関係性や彼の「キャラクター・ナショナル」の特質を精緻に考察しており, いずれの論考とも大変優れた力作であるといえる。

両論文に関心を向ける理由のひとつとして, イギリス経済学の歴史や経済思想史の分野において, ルソーの思想を抜きにそれらを語るができない点があげられる。スコットランド側の系譜として, 例えばデイヴィッド・ヒュームやアダム・スミス, そしてその後のデュガルド・スチュアート, 彼の弟子の『エディンバラ・レビュー』の編集に関わったフランシス・ジェフリヤフランシス・ホーナー, ジェイムズ・ミル, ロバート・オウエン, 同じくイングランド側の系譜として, マルサスとリカードウ, ひいては, ジェイムズ・ミルの思想から影響を受けたジョン・スチュアート・ミルま

での18・19世紀のイギリス経済思想史において、それらの同時代に生きたフランスの政治・経済思想史の流れは相互に深く関わり合っている<sup>1)</sup>。

本稿では、第2、第3節の中で、西川・関口論文の基本的特徴を示し、疑問点などを明示しながらそれぞれの批評を試みる。第4節では、ルソーの政治論における国民形成の議論が、ルソーの経済・商業観や奢侈観といかに関係しているのかについて検討する。これらの考察を通じて、ルソーが考える国民形成には、政治領域のみならず経済領域にも関わる重要な意味があると明示する。なお、短く拙い内容にすぎないが、西川、関口論文と同じ同書の第3部「政治論考」に所収されている論文、橋詰かすみ「政治的受容」とは何か——『社会契約論』刊行直後のジュネーヴから」については、本文の最後で書評を示している<sup>2)</sup>。

## 第2節 西川論文のルソー政治論

西川純子は、ルソーの『社会契約論』の社会契約説や主権理論では十分に扱われていないとする「習俗」と「世論」といった概念を中心に据えながら、ルソーの「社会契約」説を支える「統治作用」の言説とは何かについて探究している。彼女によれば、ルソーにおける「習俗」には2つの特徴がある。1つは、『社会契約論』において、「習俗」は、他の法を支えるという重要な役目を付与されて「第四の法」と称されている点である。2つ目は、『ダランベールへの手紙』に見られるように、「習俗」は、「一般意志」ではなく「世論」、すなわち「他者の意見」から生まれる点である。著者によれば、ルソーにおいて、「習俗」は、人々に法の遵守を促すために不可欠であり、「世論」に多くを拠るものであると言う（西川2021, 229）<sup>3)</sup>。

次に西川は、ルソーにとって、「習俗は法か」どうかについて検討している。彼女によれば、ルソーにおいて、「習慣」は「自分自身に固有の感情」から生まれるが、「習

---

1) 本稿を執筆するに至ったのは、2021年10月に開催された社会思想史学会大会（オンライン）での合評会「ルソー論の現在——『ルソー論集——ルソーを知る、ルソーから知る』を読む」（鳴子博子編著、中央大学出版部、2021年）において、筆者が報告を務めさせて頂いたことに端を発している。世話人の鳴子博子氏を始め、筆者の拙い報告に討論者を引き受けて頂いた、西川純子氏、関口佐紀氏、橋詰かすみ氏に重ねて感謝申し上げたい。なお、本稿では人名についてはすべて敬称を略していることを予めお断りしておきたい。また、本稿では、両著者が使用する鍵括弧（例えば「習俗」や「世論」等）については同じように明示し、筆者がそれらの言葉を用いる際にはそれらの括弧を外している場合があることも予め申し上げておきたい。

2) 橋詰論文については、その内容が西川、関口論文と異なるため、本稿の内容と関わらせて論じることが困難だったためである。

3) なお、西川（2021, 230-235）は、ルソーにおける「世論」の絶対性について、「監察」等と関わらせながら考察している。

俗」は自分自身ではなく「他者の意見」から生まれる（西川2021, 228）。ルソーが考える「習俗」は人々に法の遵守を促すために不可欠であり、「世論」に多くを拠るものであることに変わらない（西川2021, 229）。そこで彼女は、ルソーにおける「世論」の絶対性、すなわち、ルソーにおいて、「世論」が「監察」を決定づける点と「他者の意見」と「一般意志」との関係に着目する。

西川は、ルソーが述べる「習俗」と「世論」を、「統治」が関わるべき対象と位置付けて、『社会契約論』が法理論のみならず、統治理論も含むことを指摘している（西川2021, 235）。ルソーが言う「統治」においては、「法の執行」と「社会的および政治的自由の維持」という2つの機能を担う。スネラールは、ルソーにおける「統治」の「社会的および政治的自由の維持」という機能を、「執行権の厳密な定義とは区別される、統治術の領域」とみなしている。そしてそうした「統治術の領域」を「統治作用」と称して、「立法者の成果を永続させて人民の統一を保障する外的な要因全体を維持する指導的予防的政策の一つ」と定義している。こうした点から、スネラールは、ルソーの「統治」の目的において、人々をコントロールすることにあるのではなく、民主主義国家が存在するための「潜在的な共存の構造」を維持することにあると言う（西川2021, 237）。

西川によれば、そうしたスネラールの主張には、ベルナルデイからの批判があった。ベルナルデイは、ルソーにおける「習俗」および「世論」を「統治」の対象とすることには疑問を持ち、ルソーにおいて、「習俗」や「世論」はあくまでも法制度によって決定づけられると主張した。だが、西川によれば、『統治論』では、「習俗」は「統治」の対象とされている。ルソーにおいて、「統治」とは「法の執行」なのである。ただし、「統治」は人々が法を愛するように促さなければならない。「統治」する側が法を執行するだけでなく、「統治」される側が法を遵守することも求められる。「注意深く、また良き意図をもった統治は、絶えず人民の間で祖国愛と良い習俗を維持し、喚起するように注意する」とルソーが述べているように、ルソーにおいて、「統治」は、「祖国愛」と「良い習俗」の醸成に努めなければならない（西川2021, 238）。西川によれば、「公的権威の最大の原動力は市民の心の中にあり、統治を維持するうえで何ものも習俗にとって代わることはできない」とルソーが述べているように、「習俗」が「統治」、すなわち「習俗」は、「法の執行」を維持するために他とは代えがたい役割を果たしている。そうした点から、西川は、『統治論』において『社会契約論』における「第四の法」としての「習俗」が果たす機能に注意を払うのである。以上の内容から、ルソーの政治論において、「統治」が、「祖国愛」および「習俗」とが深く関係している点を明らかにしようとするのである。

以上の西川論文については、疑問点を2点明示したい。

1つ目は、ルソーの政治論における「統治」には、「習俗」とともに、「美德」が関

係しているのではないかという点である。例えば、『人間不平等起源論』において、「習俗」と「美德」を並置して論じられている箇所がある。同著の後半部分において、不平等の到達点として、専制主義を批判する中で次のように論じられている。

「この最後の変化に先だつ時代は、混乱と災害との時代であろう。しかし結局すべてが怪物に呑み込まれてしまい、人民はもはや首長も法律ももたず、ただ借主だけをもつこととなろう。この瞬間からまた、習俗 (moeurs) や美德 (vertu) が問題にならなくなるであろう」(Rousseau 1755, tome 1, 124, 訳, 126)<sup>4)</sup>。

ここで論じられている「憐れみの情」なき専制主義の統治が問題にされているのであれば、以下で触れるように、ルソーの統治論においても「美德」は、「習俗」とともに重要なものではないかと思われる。

18世紀のスコットランドの道徳哲学において「美德」が重要な主題であったことは、例えばシャフツベリやハチスンに端を発して、ヒュームやスミス、そしてスコットランドのコモン・センス学派であるトマス・リードやデュガルド・スチュアートの思想からも伺い知ることができる。

18世紀のスコットランド道徳哲学における「美德」の思想が後世に与えた影響は絶大であった。田中(2014, 72)によれば、ハチスンにとって美とは自然美であり、神の計り知れぬ叡智の刻印であった。自然の被造物には多様性を貫いて、整合と調和の美がある。人間は、生存の原理として利己心・自愛心を刻印されているが、経験的観察を通じて、人間は自然界の法則・斉一性原理を発見し、自然界が見事な美的調和を備えているとの認識を得ることができる。自然界の美に接して人間は神の尊厳へと導かれ、敬虔な感情と崇高への目覚めを経験しうる。「道徳感覚」という普遍的な仁愛が人間本性に備わることになる。かくして内的調和としての徳に美を見出し、美德の概念が生まれるハチスンの思想には、仁愛が重要な意味をもつ(田中2014, 72-78)。ハチスン以降、ケイムズ卿、マンデヴィル、アダム・ファーガソンやジョン・ミラー等、スコットランド啓蒙思想の系譜は多種多様に見られるが、社会的存在として普遍的な仁愛の重要性を強調し続けたハチスンの道徳哲学を、人間の社会性から生まれてくる道徳感情をより重んじることによって独自の道徳哲学を基礎づけたのはデイヴィッド・ヒュームである。

商業社会の理念と「共感」の原理に訴えたヒュームは、それらの用語の架け橋として「美德」の良さをについて言及している。例えば『政治論集』の「奢侈について」

---

4) なお本文で取り上げるすべての翻訳書からの引用においては、それらの翻訳にすべて従っているわけではないということを予め指摘しておきたい。

の中で、「美德は完全な食物に似て、毒よりもよいものである」(Hume 1752, 113, 訳, 34)の一文は、奢侈それ自体を悪と決めつけるべきではないとする文脈の中で表れ、商業社会の理念と「共感」の原理をいわば媒介させるような意味合いで、「美德」という言葉が用いられているように推察される。Berry (2013, 132, 訳, 170)が言うように、ヒュームは、従順、仁愛、慈善、寛容、慈悲やそれに類した情愛は、自然的で社会的な美德であると論じているからである。

18世紀のスコットランド啓蒙思想史の中でこれほど「美德」が重要な意味を有していたならば、ヒュームと同時代人でもあるルソーが「美德」の主題に関心を払っていたと言うことは想像し難くはないだろう。人間が社会的存在として普遍的な仁愛をもつとするハチスン以降のスコットランド啓蒙思想の主題は、道徳が社会における人々の相互交流から生まれると考えるルソーの思想にも共通するものといえよう。実際に、ルソーの『人間不平等起源論』や『社会契約論』の中で、「美德」という言葉は散見される。ただし、それらの書物において、ヒュームのように人間の社交性や、商業社会を積極的に擁護する意味で「美德」という言葉が使われていないことには注意を払うべきであろう。その意味で、ルソーがそれらの書物の中で論じた「美德」には、社会性や社交性に重きを置いて論じたヒュームよりも——ルソーが内面と外面から表れる感情の違いを対照的に捉えたように (Griswold 2018, 190-195) ——人間の内から発出する感情の意味合いが強いのではないかと思われる。それは、ルソーが、スミスによって述べられた「観察者」の観点から人々の感情を捉えようとしなかったことにも関係している (Griswold 2018, 192)。

Hont (2015, 45-47, 訳, 55-57)によれば、ルソーは、モンテスキューの考えに従って、社会的相互交流から生まれる道徳の考えに地理学的な側面から道徳の発生のある方を模索した。そしてルソーは、社会の意思疎通の手段としての言語の発生のある方をめぐって、グロティウスとホッブズ思想を、モンテスキュー以降の法、社会、政治の包括理論の観点から捉え直そうとした。そしてそのようなルソーの議論の中で、言語の起源や発生がこうした社会形成史の中で捉まえられる場合に、経済的必要(効用主義的認識論)ではなく、文化的必要にも関わるある種の人間の根底にある人間精神の美的感覚(美的認識論)が重んじられることになる (Hont 2015, 46-47, 訳, 56-57)<sup>5)</sup>。

そうしたホントの主張は、『人間不平等起源論』の第一部の中で描かれたアフリカから北方にかけての言語を通じた社会形成史の内容から、その事実を捉まえることができる (Rousseau 1755, tome1, 59-76, 訳, 54-73)。言語を通じた社会形成史について

---

5) この点について、ホントは、スミスの共感理論と比較しながら説得的に論じている (Hont 2015, 42-64, 訳, 52-79. Cf. Fricke 2018, 63-67)。



てのこのようなルソーの考えには、人間の「憐れみの情」がいかにも生まれるのが鍵概念とされている。自然状態における未開人の「憐れみの情」の発生について、「法律」、「習俗」と並んで「美德」との関わりで論じられている点も、見落とすことができないことであろう（Rousseau 1755, tome1, 77-78, 訳, 75）。これらの点から、ルソーの思想において、言語の起源からやがて生じる「憐れみの情」にも関わる「人間精神の美的感覚（美的認識論）」に重きが置かれているとするならば、西川論文のルソー政治論における「統治」、「習俗」、「世論」についてのそれぞれの関係性において、ヒュームとは異なるが、上述した社会的相互交流から生まれる道徳の考えについてもより注意を払うべきではないかと考えられるのである。

2つ目の疑問点は、西川論文において、ルソーの政治論における「習俗」の内容は、彼の統治論だけでなく、彼の経済・商業観とも関係しているのではないかという点である。ただし、この点については、同論文の問題設定から特に逸れる内容である。先述したように、西川は、ルソーにおいて、「統治」は「祖国愛」と「良い習俗」の醸成に努めなければならないとされていることから、「習俗」を「統治」、特に「統治作用」の領域に置くことは妥当であるとして、この難題を解き明かそうとしている。だが、ルソーの統治が一般意志の防衛に努めるとされている彼女の主張の結論に至る論理展開については、若干疑問に感じざるをえない点がある。西川は、上述した内容から、『人間不平等起源論』を手がかりにして、ルソーにおいて、「人々は互いを比較して他者の賞賛を得たいと望むようになった」ことが、「『他者の意見』に拠って己を判断しはじめるようになる契機であると考えられるようになる」（西川2021, 234）とされている点について言及している。不平等が社会化する中で賞賛の議論がいかにも変わっていくのかとする重要な論点について触れられているにもかかわらず（西川2021, 234）、そうしたルソーにおける経済領域の議論の内容が、その後のページでは統治領域の議論へとすっかり変わってしまっている<sup>6)</sup>。その意味で、不平等の社会化という、

---

6) この点は、西川（2022）においても同様であり、ルソーにおける政治領域と経済領域の議論がいくぶん切り離されてしまっており、彼の奢侈論や市場の中の個人の感情の面についても、もう少し立ち入って検討する必要があったのではないと思われる。もちろんそれは著者による考察の問題設定によるもので、その議論の内容それ自体が決して誤りであると言いたいわけではない。なお、西川（2022）では、特に「市場と一般意志」（第3章）の中で、フィジオクラシーとルソー、経済的人間と特殊意志との関係について、詳細に論じられている。そして彼女はそれらの関係について次のように結論づけようとしている。「また、ルソーの『統治』が働きかける対象は、個々の『市民』と、彼らの集積である『政治体』であると考えられる。ルソーの『政治体』とは、人々が『社会契約』を締結することで生まれたものである。しかし、[ルソーの『政治体』は——筆者]『習俗』によって形成された『ネーション』に根づくべきものとして想定されている」（西川2022, 256）。そうした点から、彼女は、「ルソーの「統治」は自らの原則である「一般意志」の防衛に努めなければならない」（西川2022, 257）と言うロジックへと論を進めていくのである。

ルソーの経済思想の中でも特に重要なトピックを指摘したにもかかわらず、その議論が結論に至るまでほとんど捨て去られてしまっていることは、その内容の論理展開において疑問符が付かざるをえないといえる<sup>7)</sup>。第4節で見ると、そのようなルソーにおける経済領域の議論にも人々のさまざまな感情や情念があり、それがルソーの政治論の「習俗」にも影響を及ぼしているのではないかとと思われる。この点は、以下で触れるように、関口論文におけるルソーのキャラクター・ナショナルにおけるルソーの人間像についても同じことがいえるのではないかと見受けられる。

もちろん、西川（2021）において、ルソーの政治論における「習俗」の内容が彼の統治論といかに深く関係しているのかについて論じられている多くの点については同意したい。例えば、『社会契約論』の第2編第12章「法の分類」では、ルソーは、第四の法として、世論と慣習との関連で、「習俗」が重んじられている。『社会契約論』第3編では、「習俗」という言葉が明示的に多く論じられてはいないが、同編第14章「主権はどうして維持されるか（続き）」に見られるように、たしかに「習俗」は統治の重要な対象とされている。例えばルソーはの中で次のように述べている。「市民が貧欲、怠惰、小心で、自由よりも安穩を好むときには、増大する政府の力にたいして、長くもちこたえることはできない。政府側の抵抗力がたえず増大するにつれて、主権はついに消滅する」（Rousseau 1762, tome1, 298, 訳, 131）。ここでは、貪欲や怠惰を好み小心な人民の「習俗」によって、それに対抗する政府の力が増すことで、結果的に主権自体が崩壊するに至ることが問題にされている。上の引用文のすぐ後で、第4編が論じられることになるが、第4編第7章の「監察」の中で触れられる「習俗」も含めて、ルソーは、「統治」に関わる「習俗」のあり方を重く見ていたと言えるだろう。

だが、『社会契約論』において、「統治」に占める「習俗」の議論それ自体が一貫して強調されていたかといえ、必ずしもそうではないように思われる。『社会契約論』第2編第12章に続く、第3編の政府の形態論について論じられるルソーの政治論において、「習俗」の議論は——たしかに、「習俗」の法律など、「習俗」についても何度か言及されてもいるが——それまでのその主張と比べると少しトーン・ダウンしてしまい、「人口」のテーマの方が強調され、主権の維持のための議論へと展開されてい

---

7) ルソーの統治において、人々を直接的もしくは間接的に管理しているかどうかには注意を払っている西川（2022）の考察についても、もちろん注視する必要があることは言うまでもない。ルソーの統治とは、財の配分が偏らないようにはかることで突出した特殊意志が生まれないようにし、人々を直接的に管理するのではなく、間接的に促すことで調整を図ることにするという主張（西川2022, 256）については同意したい。だが、一般意志を防衛するとするルソーの視点をめぐっては、この点の特殊意志のあり方をめぐって、上述した通り、ルソーの経済思想についてもより注意を払うべき点もあったのではないかと感じられるのである。

るのではないかと読み取れる面もあるからである。

それでもルソーにおいて、「習俗」が統治の重要な対象とされていることは、先述した通りである。だが、仮にそうだとすると、ルソーが把握する経済領域も「習俗」に関わるはずであり、その点を問題にせざるをえないと考えるのが筆者の立場である。西川論文の中で「世論」にまで注意が払われているのであれば、その「世論」には、風土や法に限らず、政治と経済との関係性についても何らかの具体的な言及も必要であったのではないかと感じられる。この点については、第4節以降で見ていくことにしたい。

### 第3節 関口論文のルソー政治論

次に、『ルソー論集——ルソーを知る、ルソーから知る』（同上）第11章の関口佐紀「国民から人民へ——ルソーにおけるキャラクター・ナショナルをめぐる考察」を取り上げたい。関口は、近代ナショナリズムの鍵概念である「キャラクター・ナショナル (le caractère national)」の18世紀における用法に着目し、ルソーや同時代の政治思想、とりわけ彼らの制度論において、各国民や民族に固有の性格を強調することがいかなる意義と効果を持つのかについて探究している。ルソーの独創性は、諸国民のキャラクター・ナショナルを文化や制度の多様性の単なる原因とみなすのではなく、統治形態の選択や立法における指標に位置づけた点に存する<sup>8)</sup>。

そこで関口は、はじめに、18世紀におけるキャラクター・ナショナルの諸相として、その概念を中心に、18世紀フランスにおいて諸国民の性格とその原因に関する議論がいかに展開されたのかを考察している（関口2021, 252-260）。関口によれば、モンテスキューの想定する国民の一般精神は、国家の多様性を説明するための概念であった。ルソーは、人民のキャラクターの多様性や統治形態の多様性の原因を風土に求めていると言う。次に彼女は、ルソーが諸国民の性格とそれぞれの政治制度との関係をどのように捉えたのかについて考察している（関口2021, 260-267）。ルソーによれば、立法者は、一様に最善と思われる制度を適用するのではなく、各人民に適した制度を見定めなくてはならない（関口2021, 264）。ルソーにおいて、立法に適した人民は「何らかの団結の起源によって結ばれている」と想定されるが、それを可能ならしめるのがキャラクター・ナショナルなのである（関口2021, 274）。

なぜそのように言えるのかといえ、著者によれば、ルソーにおいて、「あらゆる善い制度のこれらの一般的な目標 [自由および平等——著者] は、住民の性格（キャ

---

8) このパラグラフについては、『ルソー論集——ルソーを知る、ルソーから知る』（同上）の「まえがき」を主に参照。



ラクター）と同様に地域的な状況から生じる諸関係によって各国家ごとに修正されねばならない」と規定されているからである。人民にとってのキャラクター・ナショナルは、共通の法に服する前に、かれらを結びつける紐帯なのである。『社会契約論』と『人間不平等起源論』において、法に服する以前に何らかの紐帯によって結ばれている人間の集団を想定する点、またその集団が風土の影響を受けた習俗やキャラクターによって結ばれていると想定する点において、両テキストの記述は等しいと言う（関口2021, 275）。

そうした点から、ルソーが政治的なテキストにおいてナショナルな要素を強調するとき、それは「国民」の重要性が「人民」に取って代わったと解釈できるのである。そのように見るならば、キャラクター・ナショナルは、いわば、諸国家の統治形態の選択や種々の政治制度のあり方の根底となる思想を形作っていくのである。関口は言う。「政治制度の設計に際してキャラクター・ナショナルに依拠することによって、自由および平等という理念の下で人民が主権者としてその制度に参与した法に服する共和国を実現しつつ、制度や習俗の面で多様性を保全することが可能である」（関口2021, 278）。このように再構成されたルソーの政治思想は、「各国家の特殊な状況を考慮した政治理論の枠組みとして評価されうるだろう」（関口2021, 278）。たしかに、『社会契約論』第3編第8章の風土論は、主権の維持にとって重要であると考えられているように、そうした政治理論と多様性の議論はルソーの政治思想の中でも特に肝要な論点である。これらの内容から、関口論文では、各国家の政治的状況や他国との関係を考慮して設計された政治制度を通じて、各国民を共和主義的な理想を体現する人民として涵養することをルソーが意図していたのではないかと言うのである。

ややおおまかではあるが、以上がルソーの政治論におけるキャラクター・ナショナルについての関口の考察である。そうしたキャラクター・ナショナルが同著の第3編の統治形態の多様性を理解するための思想として風土をどのように考えればよいのかを示している点でも、同論文は大変示唆に富む論考である。

関口論文におけるルソーのキャラクター・ナショナルについては、3点、疑問点を明示したい。1つ目は、西川論文（第10章）への疑問とも重なるが、第11章のルソーの政治思想におけるキャラクター・ナショナルは、「美德」とどのように関係しているのかという点である。関口（2021, 271-278）によれば、ルソーのキャラクター・ナショナルを通じて、共通の法に服する前の紐帯によって結ばれる人民の形成や、対外的な独立の存在としての人民の形成が可能になると言う。前者については、人民の形成は、個人としての形成というよりもむしろ人民の集団としての形成に重きが置かれ、後者については、諸外国とは異なる国内のナショナルとしての諸制度が強調されているように、個人の精神に向けられた個としての人間形成というよりも個人のナショナルな要素に比重が置かれた対外的な独立の思想の形成という点に力点が置かれ

ているように見受けられる。

関口論文で示されているように、そうしたルソーのキャラクター・ナショナルを強調することや、西川論文において、ルソーの政治論には、「統治」が「祖国愛」と関係していると言うことに異論はない。前者については、それが端的に表れている点として——キャラクター・ナショナルを国民的性格と言い換えることが許されるならば——ルソーの『コルシカ国制案』の中で次のように述べられている箇所があげられる。「われわれが従うべき第一の準則は、国民的性格ということである。およそどんな人民でも、国民的性格を持っており、あるいはそれを持つべきである」(Rousseau 1765, 293, 訳, 28)。後者については、例えばルソーは『政治経済論』の中で「祖国愛」の重要性について次のように繰り返し述べている。

「……人間愛が同胞市民の間に集中されて、互いに交際するという習慣や彼らを結びつける共同の利益によって、彼らのあいだで新しい力を獲得するのは、道理にかなったことである。たしかに、もっともすぐれた徳は祖国愛によって生み出された」(Rousseau 1755, 14, 訳, 72)。

これらの引用文の前後の文脈から見ても、ルソーにとって、「国民的性格」や「祖国愛」は、それぞれの書物の中で、道徳的規範ないし道徳の考えとして、きわめて重要なものとされている。特に「祖国愛」が「人間愛」との関わりで論じられていることは、注目に値する。ルソーにとって、「人間愛」とは、人類一般にまで対象を拡張された「憐れみの情」であり、人間の正義の原理にほかならない(鳴子2023, 214-215)。ルソーにおいて、「祖国愛」と「人間愛」との関係は、人々が現実の社会の中でそれぞれのなかでの責任を持ち、そして結束することに関わるものである<sup>9)</sup>。もしそうであるならば、「祖国愛」や「国民的性格」に力点が置かれるルソーの思想が「美德」といかに関わるのかという点についても注意を払う必要があるのではないかと思われる。既に見たように、18世紀のスコットランド啓蒙思想史の文脈において、「美德」が重要な意味を有していた。先述したハチスンの思想に見られるような仁愛などの敬虔的な感情をもつそうした「美德」の考えはルソーにも影響が及んでいたのであろうか。

その点については本稿の考察の域を越えるが、少なくとも言えることとして、第2

---

9) ルソーにおいて、「祖国愛」と「人間愛」との関係が彼の「社会契約」の思想を支える重要な主題とされている点については、鳴子(2023, 214-215)を参照。また、ルソーにおける「大きな祖国(ルソー型国家)」と「小さな国家(ルソー型家族)」とを見定め、『社会契約論』における女性の不在を女性の伏在と見るべき視点から(鳴子2020, 22)、ルソーにおける「祖国愛」と「人間愛」との関係性を捉まえる点も重要であるといえるだろう。

節で見たように、『人間不平等起源論』や『社会契約論』の中で「美德」が重んじられていたことは事実であろう。その意味で、関口論文が示したルソーにおけるキャラクター・ナショナルは、国力としての性格形成という面にやや光が当てられすぎているのではないかと感じられる。ルソーの人間観において、もし、人間が社会的存在としての普遍的仁愛を備えていると捉まえられているのであれば、関口論文の中で取り上げられるポーランド人であっても、彼らの性格形成は、政治の領域の議論のみにとどまるものではないように思われる。人間が社会的存在であるということは、人々の日々の暮らしや生活と不可分に関わることを意味する。共和主義的な理想を体現する人民として涵養することをルソーは意図していたが、その人民の涵養は、第4節で触れるように、ルソーの経済や商業観にも関係するのではないかと勘案する。

2つ目は、演劇の一般的な効果は、「キャラクター・ナショナルを強化」すると見るルソーの主張についてである（関口2021, 261）。関口は、ジュネーヴにおける劇場建設の提言に対する抗議等に触れているが、ルソーがキャラクター・ナショナルとの関わりで演劇をいかに捉えようとしたのかについて、同論文の中では明確に論じられてはいない。リチャード・セネットによれば、ルソーは、特に大都市における劇場は自己の喪失を引き起こし、演技は墮落であるとして、大都市での演劇を批判したと言う。そこには、公的な場における俳優の演技はアイデンティティを失うという問題があったからである。セネットによれば、「人々が仕事、家族、そして市民の義務を越える様式を形成するとき、習俗は墮落するとルソーは主張する」（Sennett 1974, 116, 訳 p. 169）。関口は、ルソーが演劇の一般的な効果としてキャラクター・ナショナルを強化すると述べたが、それは具体的にはどのようなことを指しているのか、第4節で触れるように、むしろ逆の効果を引き起こすのではないかと察せられる。

3つ目は、ルソーにおいて、他国から独立した国民を形成するとされるキャラクター・ナショナルは、経済領域にも関わるのではないかという疑問である。この点は、1つ目の点の内容とも関わるが、人間は生きていくためには労働しなければならない以上、彼らの消費行動や経済活動もまた国民形成に関わることから、ルソーが認識する経済領域も無視できないといえるだろう。この点についても次節以降で見ていくことにしたい。

## 第4節 ルソーにおける国民形成をめぐって

### (1) ルソーの経済・商業観

かつては、一般に、ルソーは商業社会を好意的に見ず、奢侈の普及を非難したと言われてきた。しかし、特にこの十数年において、『人間不平等起源論』（1755年）や『社会契約論』（1762年）以降のルソーの諸著作物の内容から、それらの二冊の中では見

られないルソーの経済・社会観の変化を積極的に評価する研究が多く見られるようになってきたように見受けられる。

クリストファー・ベリーが、商業が経済的な面だけでなく「洗練」をももたらすとモンテスキューが述べた点に特別の注意を払ったのは、その主張がスコットランドのヒュームやアダム・スミスの商業の理念に多大な影響を与えたのではないかという理由からであった(Cf. Pittock 2003, 260-262)。ベリーは、モンテスキューの『法の精神』第4部第20編の「商業」の項に着目し、その中で、「商業は『純真な習俗』を腐敗させるかもしれないが、にもかかわらず『野蛮な習俗』を洗練し柔和にすると述べられている点に特別の注意を払っている (Berry 2013, 29, 訳, 40)<sup>10)</sup>。

ベリーによれば、モンテスキューによる「洗練」や「柔和」という言葉の使用は、「商業の自然の効果は平和へと向かわせることである」(Montesquieu 1748, tome 3, 49 訳, 中, 202) と述べた彼の明確な主張と同じくらい重要である。その理由についてのベリーの主張は必ずしも十分ではないが、米田 (2013b, 62) が述べるように、モンテスキューの平和の論理は世界経済における相互依存の關係に着目したところに独自の視点を見ることができる。ベリーはこれに続けて次のように述べている。『法の精神』自体に内在する商業の効果にとどまらず、同著において、「より裾野の広い啓蒙という舞台のうえに、経済学と政治学をめぐる思想、徳と商業をめぐる思想、そして法と歴史をめぐる思想の、混沌とまではいかないにしろ複雑性が存在したことを示唆している」(Berry 2013, 29, 訳, 40)。ムロンの『商業についての政治的試論』がモンテスキューやヒュームにも及ぶ広範に与えた影響力に見られるように (川出 2023, 194, 199-219), 商業の平和的な効果について論じたモンテスキューの商業思想の背景には、さまざまな要素が存在していることに注意を払う必要がある。

この点で、サン＝ピエール、ムロン、モンテスキューの商業社会論の展開も含めてより詳細に検討しているのは、米田 (2013a, 2013b, 2016, 147-220) と川出 (2023, 192-223) である。富の追求と徳の情念は名誉と決して矛盾するものではないとするモンテスキューの商業思想は、現実社会の中ですぐに投影されたわけではなかった。『法の精神』(1748年)の出版以後、植民地の争奪をめぐる絶えまぬ戦争や英仏七年戦争 (1756-1763年)に見られたように、こうした商業社会についてのモンテスキュー

---

10) ただしこの点は、商業が未開と文明とを媒介させる商業の自由の利点のみについて単純に論じられているわけではないということについても注意を払う必要がある。定森 (2021, 314-315) によれば、モンテスキューは、イングランドとフランスを含むヨーロッパ君主政の歴史を、ローマ帝国崩壊後の「野蛮な人民」に由来する封建法の展開を通じた「市民状態」の形成史として描き出した。彼は、封建法の歴史に由来する制度的遺産を、近代社会の法的基礎の重要な一部とみなしたように (定森 2021, 317), 商業の自由だけでなく国内での法支配のあり方も問うていたのである。



の主張の意図とは反対に、ブリテンは、商業を発展させるフランスに猜疑心を抱き、その発展を牽制する存在として捉えられるようになった（川出2023, 191）。植民地獲得競争や覇権争いの激化によって、他国の経済発展を阻止しようとする貿易の嫉妬は諸国民の間でますます増幅することになる。その中で、ヒュームは、1759年に刊行した『政治論集』の論文「貿易収支について」の中で、そうした根拠なき貿易の嫉妬を批判したことは周知のとおりである。それは、ヒュームがモンテスキューの商業思想からの肯定的な面について全面的に影響を受けていたからだけではない。ヒュームが「商業の自由」をめぐるモンテスキューの解釈について批判的に捉えた面もあるだけでなく（川出2023, 221-223）、ムロンを始め、これらの時代の英仏の思想家たちからの影響が深く交錯している多様な意味を考慮に入れる必要がある。そのようなモンテスキューの商業思想の背後にある多様な意味を重く見るならば、ベリーが言うスコットランドの商業社会の理念には、同時代のフランス啓蒙思想から受けている影響関係についての記述が大きく欠落していると言わざるをえないだろう。それでもこの時代のスコットランドにおいて、富と徳の問題をめぐる激しく論争されていた中で、モンテスキューの『法の精神』の中で論じられた商業の効果について論じられたインパクトはさまざまな意味ではかりしれないことは確かである。

スコットランドのヒュームおよびスミスの商業観と、大陸側のルソーの商業観について、ベリーによってそれぞれ対比的に描かれているのは、商業社会における他者との相互依存性についてである。その当時の商業社会という概念の意味とその歴史については、Hont（2015, 3-24, 訳, 3-27）の中で詳しく解説されているため、その内容についての詳しい説明は省略するが、その当時の商業社会の意味についてここで若干触れておくことにしたい。通常、商業社会とは、取引する者、つまり市場経済の主体一般からなる社会を指し、活発な商業活動が見られる社会を描く。商業社会という用語はスミスが用いた表現であり、スミスは社会の基本類型として、道徳的、政治的な探究の理論的対象にするためにその語義を拡張したのであった。それにより、スミスは一般に商人が市場に参加するときのようにふるまって各自が商業的個人として関係する社会を描いた。彼ら自身の社会の内部での社会関係が効用によってつながっていく市場のあり方をスミスは模索した。問題はそのような社会の成員が互いに大量に取引するのではなく、彼らがその社会内で取引関係としていかに関係したかどうかであった。スミスから見れば、商業社会は、その外的活動を通じてよりもむしろ、内部的に商業的になっている。商業社会の概念は、同社会の成員の特徴をなす道徳的特質を描いたもので、実際の物的取引活動そのものを描いていないのである（Hont 2015, 3, 訳, 4）。そのような商業社会内における人々の関係性についてのスミスの視点へのホントの着目は、そうした彼らの関係性を相互依存性と置き換えたベリーのその問題関心にも通じるものである。



ヒュームは、ホップズやマンデヴィルの人間観を拒絶し、人間の社交性の重要性を強調したが、そうしたヒュームの主張には、商業社会にふさわしい道德性を保証しようとする考えがあった (Berry 2013, 132-133, 訳, 170-171)。その国の人々が見知らぬ人々との間で何かしら関わり合うことによって生活がより良くなるとされる商業社会での相互依存性は、共感的な調和によって支えられるとするヒュームからスミスへと至るスコットランドの経済思想史の流れの中で顕著に見られるものである。Berry (2013, 194-209, 訳, 247-264) は、そうした相互依存性に加えて、商業社会がいかに人間本性の特性によって機能するかを具体的に示そうとした点に、スコットランド啓蒙思想の意義を見出そうとしている。そしてベリーは、商業社会の理念の改良をめぐって、ヒュームやスミスに見られるスコットランド人の感情の道德哲学が道德判断のプロセスを重視させたと言うのである (Berry 2013, 204-209, 訳, 258-264)。

アダム・スミスに限って見れば、スミスの場合には、商業社会を人々の知的道德的改善の土台を作るものとして捉えられており (Paganelli 2010, 425-430, Paganelli 2013, 334-338, Baker 2018, 156-157), 見知らぬ人々との相互交流が促進されることにより、スミスの言う「利己心」や「同感能力」も洗練されていくと考えられている。そしてそうした諸国民が、独立した市民の相互間の自由な経済活動を通じて相互に富裕になると想定されている。紙幅の都合上、この点について詳細に論じることは控えるが、スミスが、封建遺制と重商主義制度 (体制) の批判による人民のマナーズの変革 = 主体形成を『国富論』の主題にした根拠もそこにある (田中 2000, 65-75)。そしてそうした主張には、正義を確立するための政治制度や政府の役割をある程度スミスが確信しえたことが関係している (Evensky 2005, 77-84, 214-219)。ただしより厳密に言えば、そうしたエヴェンスキーの主張は、たとえ『道德感情論』第6版の議論に踏み入れないことを前提にしたとしても、その説明が必ずしも十分ではなく、スミスが想定する政府において、長期的に見ても、人民を善良にさせる確固たる理性をもちえないと考えられている点を重く見るべきであろう (Haakonssen 2003, 214, Paganelli 2022, 872)<sup>11)</sup>。

その点で、スミスが手放しに商業社会を賛美したかといえ、単純にそのように言うことはできない。スミスが考える感情には、自らの判断力を歪める情念のあり方にも関わることから、自身の自制や他者との距離感としての関係性や緊密性等の複雑な感情が入り混じるからである (Haakonssen 2003, 210-213, Paganelli 2010, 425-426, Paganelli 2013, 334-340, Baker 2018, 156)。それは商業社会の中で変化する人々の感情でもある。商業社会の浸透が見知らぬ他者との相互交流が重要な意味を帯びるとし

---

11) この点で、ここで Winch (1978) や知性史関連の諸文献も含めて説明する必要があるが、紙幅の都合上、これらの内容については省略したい。

ても、それまでの小さく閉じたコミュニティを破壊し、そこにいた人々の感情の強さが減るかどうかなど、スミスの商業観にはそうした彼らの複雑な感情がさまざまに交錯するのである (Paganelli 2010, 425, Paganelli 2013, 347, Baker 2018, 158-159)<sup>12)</sup>。それは例えば『国富論』第5編の中で論じられる分業の弊害や都市問題に対する教育的改善を求めるスミスの主張がまさに該当するであろう (Smith 1776, vol. 2, 781-796, 訳, 四, 49-76)。Paganelli (2013, 344-348) は、スミスの思想において、見知らぬ人たちとの相互交流を通じた貿易や市場の面に重きを置くことにより、スミスが道徳に及ばず商業の正と負の両面を認識しながらも、そうした負の面よりも上回る正の効果を重く見ていると主張する (Cf. Paganelli 2022, 861-868)<sup>13)</sup>。ただしパガネリはスミスにおける商業の効果の正の面のみを声高に主張しようとはしていない。それは彼女が、スミスにおけるそうした商業の効果を評価する一方で、スミスの道徳哲学において、人間の倫理的な成熟は進みつつある一方でその極み (極限) にまで到達することができず、倫理的な規範の理想を追い求める限りであると考ええるエヴェンスキーの主張 (Evensky 2005, 47-56) に依拠しているからである (Paganelli 2010, 436-439)。

その一方で、商業社会で生きる人々に求めるルソーの考え方はスミスとは異なる。Berry (2013, 206, 訳, 260) は、そのような商業社会の理念の中核を捉えようとした18世紀のスコットランド人と比べて、見知らぬ人々との相互依存性に価値を見出そうとしなかったとするルソーとの違いを際立たせている。スミスの場合には、彼が「公平な観察者」の視点に立つことができたことから、商業社会においても人々に「自己規制」を求めることを可能にした<sup>14)</sup>。その点を補足すれば、スミスは、共感と道徳

---

12) この点で、ルソーが他者との交流を評価したとする点に軸足を置いて議論している Schone (2018, 171-175) に対し、Baker (2018, 158-161) 以外にも、ルソーが共和国の精神を具体化させた点に重きを置きながらルソーの思想を検討した Rasmussen (2018, 249-253) はそうした議論を深刻に見ているといえる。

13) なお、これらの内容については、国内のスミス研究の中でも数多く論じられてきたものである。例えば、スミスの経済思想において、商業が従属をなくし独立を可能にする次第を力説した論拠とモラル腐敗の一連の議論については田中 (2000, 37-75) を参照。

14) この点は、アダム・スミスの『道徳感情論』の最終第6版にも通底する主題でもある。その中で、スミスが「美德」と「公平な観察者」との違いに言及したことは、ルソーの「美德」の思想との違いを際立たせたうえでも、本文でのベリーの論考を補強づけるものであろう。例えば、『道徳感情論』第6版第6部「美德の特徴について」において、スミスは、「自己規制の原動力は……適合性の感覚——想像上の公平な観察者の感情に対する配慮——によって、われわれに提示される」とし、「この原動力によって課される抑制」(Smith 1759, 262-264, 訳, 484-489) がいかに重要であるかと言うのである。本稿は、『道徳感情論』第6版のモラル腐敗についてのスミスの把握のあり方を問題にはしない。だが、ルソーとは異なり、スミスが最後まで「想像上の公平な観察者」のあり方について問題提起したことは忘れられてはならないだろう。その意味で、この点に関わるスミスとルソーの思想について比較検討した Berry (2013) や Neidleman (2018) におい

的は認、ならびに道徳的判断の適宜性等の一連の道徳理論を経済・社会理論に応用させた。上述したように、それは、スミスにおいて、見知らぬ人たちとの相互交流を通じた貿易取引に見られる他者との交流は、他人の前では身勝手な振る舞いをできなくさせるように、必然的に人々を自制させることを可能にさせると考えられているからである。それは、人間が自己中心的で天文界の中心にいるわけではないと認識されているスミスの道徳哲学だけでなく天文学史の観念がそこに見られるのである (Paganelli 2017, 452-463)。そのようにして、人々は人間の良心や彼らの内部に存在する「公平な観察者」の働きについて語るができるようになる。そしてこのような手段によって、人々が自らの行動を律するならば、「自己規制」を持ちうることになる。社会的是認を得ようとするだけでは社会の存立にとっては十分ではなく、道徳的是認に相応しいものになろうとすることが必要であるとスミスが主張していた点に注意を向けなければならない (Haakonssen 1981, 45-74, 訳, 75-121)。

その一方で、ベリーは、「観察者」視点を持ちえなかったルソーの場合には、スミスのように商業社会の中で利己心を十分に発揮できる個人が想定されていないと言う。ルソーにおいては社会的是認を追求することで人々の社会生活が維持されることが考えられていることから、社会道徳から独立して諸個人の道徳的判断ないし道徳的是認の可能性を十分に見ようとはしなかった。そうした点から、ルソーは、人民に自らを守り抜く能力を求めたものの、スミスが言う「自己規制」を人々に求めようとしなかった<sup>15)</sup>。Neidleman (2018, 274) によれば、ルソーは、人民が自らの利害についても常に確実に判断することができるかと信じていなかったと言う。上述したように、スミスは、封建遺制や重商主義制度のような依存・従属関係が存在する場合には、人間のマナーズが腐敗するため、商業が進んでもマナーズの改革はできないことから、重商主義から自由主義への制度改革が必要であると考えた。他方でルソーの場合には、マナーズの非存在の原因が体制・制度そのものにあるとの認識が弱く、現状の制度前提の現状対応を中心にしていたため、商業の進行そのものが生み出すマナーズ変革の可能性と制度改革の必要性との関連を十分に見ることができなかったといえるだろう (Cf. 田中2000, 65-70)。ルソーがスミスの主張する「自己規制」を人々に託さなかったより根源的な理由を理解するためには、ルソーが社会契約説の立場に立ったのに対し、ルソーと同時代の18世紀のスコットランド人たちがその説を拒絶した背景の深層を

---

ても、『道徳感情論』第6版における「公平な観察者」と「美德」の違いについての言及も必要だったのではないかと考えられる。

15) この点は、ライアン・パトリック・ヘンリーによるルソーとスミスの商業観の違いについての問題関心にも通じるものである。Hanley (2018, 27) は、ルソーは、商業の発展が政治的不正義を具体化すると捉えたのに対し、スミスは、商業の発展が政治的不正義を正すとした違いについて再検討する必要性を問題提起している。

読み解く必要がある。Hullung (2018, 45-47) は、グロティウスへのスミスの言及についてルソーが注意を払った点を始め、グロティウスの思想へのスコッツとルソーとの理解・把握の違い、そしてそれに伴う両者の権利観の違い、自然状態についてのルソーの議論に対するアダム・ファガソンの批判と、その後のデュガルド・スチュアートの「理論的推測的歴史」の内容等を通じて、ルソーとスミスとの比較のみならず、18世紀のスコットランドとフランスとの国境を越えたコンテクストないし知性史の研究の重要性を指摘している (Hullung 2018, 45-49)。

ルソーの場合には、トマス・リードやデュガルド・スチュアートなど、徹底的な個人の自立を説くようなスコットランドのコモン・センス学派のような系譜とは異なり、自然と社会との関係性から生まれる人間の心理や精神について探究されることになる<sup>16)</sup>。そこで問われるべきことは、18世紀の商業社会の発展の只中で生きたルソーにおけるそうした思想の変化についてである。Hont (2015) は、商業社会の中で生きる人々に関するルソーの捉え方について、Berry (2013) よりも肯定的に掘み出している。Hont (2015, 96, 訳, 119) によれば、ルソーが全体として言おうとしていることは、自尊心 (amour-propre) と誇りが社会性の担い手だということであり、認知を求める人々の心理が社会との関わりの中で論じられているということである。この点で、ルソーにおいて、「誇り高い自我は他人と交流」するのであり、そのためには、人間の精神や想像力を育む人間と自然との関係ならびに社会関係の両方が考慮に入れられなければならないと言うのである (Hont 2015, 104, 訳, 127)。Hontによれば、ルソーにおいて、そうした自尊心と誇りが社会性の担い手となるためには、自然や社会との関係の中で人々の心理に関わる精神や想像力を育むことが不可欠とされている。

ルソーが、商業を手放しに賛美せず農業を重んじたことについてはここで若干触れておきたい。彼が農業を重視したのは、貧困や飢えを防ぐための食糧の確保という理由だけではない。ルソーは、コルシカの商業の広がりによって農業が犠牲にされることにより、「その結果、農業と結びついている素朴さやその他のあらゆる美徳が退廃し始めている」ということの確実な徴候」を問題にしている (Rousseau 1765, 323, 訳, 64)。ここでもルソーが「美徳」の思想を特別に重んじていることが読み取れる。ルソーは述べている。

「困窮をおそれる気持ちだけでは怠け者を積極的に勤勉にすることさえできない。

---

16) もちろん、無数の参考文献をあげるまでもなく、スコットランドの常識哲学学派が、自然と社会との関係性から生まれる人間の心理や精神を問題の対象としていないと述べているわけではない。例えばD. スチュアートの精神哲学は商業の発展や科学の発達と深く関わっている (荒井 2016, 31-57)。



したがって、人々のあいだに真の勤労意欲を喚起するためには、働かないと飢えると言っておそれさせるべきではなく、働けば安楽になれると言って希望を抱かせるべきである。……そこで、一国民の活動意欲を喚起するには、その国民に、大きな希望、そして行動への大きく積極的な動機を提示しなければならない」(Rousseau 1765, 325, 訳, 66)。

上の引用文からも明らかなように、ルソーは、単なる経済的な観点から、食糧生産のためだけの理由で農業を重んじていたわけではないということが読み取れる。上の引用文において、怠惰な人間は、困窮をおそれて勤勉に働かないと述べられているように、ルソーは、人間は何の楽しみもなく勤労に励むことはないと言う。働けば安楽になるというのは、上の引用文に続けて述べられているように、人々の虚栄心や欲求を満たすような楽しみのことではない。「真の楽しみは簡素で静かなものであり、それは沈黙と瞑想を愛する」ものであり、「真の楽しみを味わっている者は、そのこと自体を楽しみ、私は楽しんでるなどと言って喜びはしない」(Rousseau 1765, 325, 訳, 67) のである。それはおそらく、18世紀のヨーロッパの地方の絵画に見られるように、緑豊かで静かな森の中で腰をおろして一息つくような人間が想定されているのではないだろうか。ただしそれだけでは、上の引用文に見られる「大きな希望」を人々に抱かせて、「活動意欲を喚起」させることはできない。それゆえ、「奢侈の制限について、国家の上層部に対してはつねに厳格に、下層の人に対しては緩やかにしてもらいたい」(Rousseau 1765, 324, 訳, 65) と述べられるように、怠惰とされうる下層の人々に対しても、勤勉に励むための「積極的な動機」を引き起こすための奢侈はある程度認められる。『ポーランド統治論』の中でも、「より健全でより高貴な趣味を心に植えつけること」(Rousseau 1771, 175, 訳, 118) が重んじられているように、奢侈の質(中身)についても人々にそれなりの欲望を満たすことが要とされているのである(傍点は筆者の強調)。

ここで特に重要なことは、農業労働に勤しむ人々の勤労意欲や活動意欲は、ルソーの統治論の中でも特に肝心とされていることである。ルソーは述べている。

「それゆえ、国家権力の的を得た管理のなかにこそ、統治のもっとも重要な技術が存する。それは、単に統治自体を維持するためではなく、国家全体に活気と生気をみなぎらせ、人民を活発にし勤勉にするためでもある」(Rousseau 1765, 327, 訳, 69)。

上の引用文では、統治の技術として、統治の維持だけでなく、「国家全体に活気と生気をみなぎらせ、人民を活発にし勤勉にする」ことが肝要であると論じられている。



「活気と生気をみなぎらせ、人民を活発にし勤勉にする」ものとは何か。そのひとつとして数えられるのは、上述した農業ではないかと思われる。すなわち、ルソーにおいて、そうした動機づけを彼らに引き起こさせるためには、彼らの農業労働が不可欠とされていると見て取れる。

前節の末尾で述べたように、ルソーが考える国民形成は、関口論文の中で詳しく論じられた第4節「政治制度におけるナショナルな要素の効果」の中の「人民の基礎としての国民の形成」の内容に関わる。この節は大いに示唆に富む内容であるが、疑問点がないわけではない。というのも、同節では、「立法に適した人民は「何らかの団結の起源によって結ばれている」（関口2021, 274）や、共通の「法に服する以前に」、人民を結びつける「何らかの紐帯」（関口2021, 275）と、たびたび論じられるが、その「何らかの」の中身が何であるのかについて、著者からの具体的な言及が見られないからである。

ここで関口が言うルソーにおける「人民に先立つ国民の形成」として、人民を結びつける「何らかの紐帯」の「何らか」には、少なくともその1つとして、ルソーの経済・商業観が関係しているのではないかと思われる。Hont (2015, 104, 訳, 127)によれば、ルソーが望んだのは、労働と個人の私的所有を基礎にした社会であり、交換を軸にして発展した商業社会ですべてが釣り合いを保って成長し、心身間の創造力ある対立も調和を伴って、人間と自然の間、人間と人間の間で活用される社会であった。Hont (2015, 119-123, 訳, 145-150)はこの点をルソーのポーランド経済論から捉まえようとしている。

その内容を簡潔に要約すれば、以下の通りである。ルソーの考えでは、「強いポーランド経済が存在すべきであり、それは国民の自己維持を目指すべきであった。社会・政治生活の背後にあってそれを動機づける力は、あらゆる面での自尊心 (amour-propre)、知識生産、革新、生産的努力、大規模消費たるべきだった。しかしいずれの場合でも動機づける力は能力と欲求、知識と欲求が協力しつつ成長する場として健全な多様性をもつべきである」(Hont 2015, 119-120, 訳, 146)。ルソーは、奢侈品に対する累進消費税や、ポーランドの農奴たちのよき行動や懸命な労働に対して賞を授与することで競争を促す提案を行った。それらの提案の思想には、卓越や名誉を人民に与える狙いがあった。卓越を目指す拮抗の追求は、真の名誉に根差しており、それは、武勇の精神論ではなく、「むしろ経済的、市民的卓越を目指す競争を追求する活動を重視する」。「改良に向かう社会は、平素から競争を組織し、名誉を求めて健全に前進したいという市民の欲求を強めるよう期されている。共和国の目的は有徳な貧しさではなく、全市民が正直に働くことに根ざして全市民が正直でよき生活を送ることである。消費は伸びてかまわないが、それは市民の間に公平に行き渡り、不平等が裏口から入り込まぬよう注意深く課税されるだろう」(Hont 2015, 120, 訳, 147)。

そうした社会は、健全な国を下支えできるような市民社会であり、そのような文化に育てられた人々は一般意志の人的素材をなすだろう (Hont 2015, 121, 訳, 148)。

これらの内容から、ポーランドはジュネーヴのような都市国家ではないが、名誉を志向する労働と連邦政体のもとでの健全な市場経済をポーランド共和国に当てはめてルソーが読み取ろうとした点をホントは重く見る (Hont 2015, 121-122, 訳, 148-149)。そうした点から、ルソーは、健全な国民は病んだ自尊心ではなく、競争的だが心優しい自尊心を一様に求めた (Hont 2015, 121-123, 訳, 148-150)。かくしてホントによれば、人民には、経済活動の中で、種々の能力、知識、欲求とが相互に関わり合いながら、名誉を求めて健全に前進しようとする動機づける力が育まれることになる。

しかし、ルソーが人々に「競争的だが心優しい自尊心を一様に求めた」と述べるホントの説明は必ずしも十分ではないように思われる。なぜなら、ホントは、ルソーの租税国家論を基にして、ポーランド経済への彼の着眼点に力点を置きすぎて議論しているように感じられるからである。ホントは、ルソーは「競争的だが心優しい自尊心」を人民に求めたと主張しているが、その自尊心という言葉が「人間愛」であるとは記していない。鳴子 (2023, 1-17) は、自然と人間との関係や労働の構造の分析などを通じて、ルソーの労働概念には、時間、労働、労苦の三要素が要をなしており、それらは人格と置き換えられうる点を探究している。ルソーにおいて、社会にとって有用な人間の労働の担い手たる人間相互を結びつける原理こそが「人間愛」であるように (鳴子 2023, 18)、労働は人間の生きた感情や愛に及ぶものと考えer必要がある。先述したように、「人間愛」が人類一般にまで対象を拡張された「憐れみの情」であることから、労働は、人間の心優しい感情と結びつくものでなければならないといえるだろう。その意味で、ホントは、経済活動や商業についてのルソーの視点において、労働が名誉や自尊心に関わる点を鋭く指摘したが、それらの内容において、労働が、勤労や動機づけだけでなくそうした「人間愛」に及ぶものとして把握される必要もあるといえるだろう。

これらの内容から、ルソーの人間観には、これらの思想と関わる経済活動が不可欠とされていることから、国民形成としての人々の紐帯には、彼らの経済活動との関連で、「奢侈」が重要な意味を有しているといえよう。既に見たように、ルソーが述べる統治の技術には、人民の農業労働による勤労を通じて、国家全体に活気と生気を与えながら、人民の国民形成は培われていくものと想定されていた。次節ではその点についてもう少し具体的に見ていくことにしたい。

## (2) ルソーの奢侈観

Hont (2015) の問題関心は、スミスとルソーの商業社会観とを比較することにあ

るが、奢侈についてのルソーの把握については詳しく論じられてはいない。近年の研究において、勤労や奢侈をめぐるルソーの捉まえ方についてより具体的かつ詳細に明らかにしているのは、Susato (2019) である。Susato (2019) は、ルソーの奢侈観の時系列的な変化やヒュームの『政治論集』等についてのルソーの把握の仕方等とを関わらせながら、これらについて精緻に分析している。Susato (2019, 35-45) は、1755年に刊行された『百科全書』第5巻に掲載された『政治経済論』の中で、ルソーが奢侈について厳しく批判した後で、1760年代後半で奢侈の効果についてのルソーの議論に変化が生じたと見る。ただし、Susato (2019, 42) は、ルソーが後年、奢侈を積極的に擁護した点を過度に強調したと評価すべきではないとし、また彼が生涯の後半で記した書物においても奢侈の蔓延を注視し続けた点についても言及している。

筆者もこの点に同意し、ルソーが、たとえ彼の後半生において奢侈の効果についていくぶん評価したとしても、奢侈を過大評価して自由な市場経済、奢侈が蔓延する全面的な競争社会を望んだとは考えない。そもそもルソーは、都市人口の増加によってそのためのヨーロッパで入手可能な食糧供給によって人々の生存ができないと判断し、都市の奢侈が農業を圧迫し人口増加を妨げることを憂慮した (Hont 2005, 93, 訳, 70)。Rasmussen (2008) は、ルソーが商業社会を批判している面を前面に押し出している。これは、Hont (2015) 等のルソー研究と比べればいささか対照的である。Rasmussen (2008, 25-40) によれば、ルソーは、飽くなき富の追求は人々を不幸にさせるだけであり、分業は大きな不平等を生み、その意味でも商業社会は彼らを見じめにさせ、品位を貶めることになる。それは、ルソーの諸著作物の中で、そうした商業社会に肯定的な点を部分的にいくら掴み出したとしても、ルソーの商業社会批判は変わらないと言う (Rasmussen 2008, 41)。その点で、Rasmussen (2008) によるルソーの商業社会批判の主張は一貫している。ただし、Rasmussen (2008) において、ルソーの商業社会批判を、彼の社会契約論と一般意志の論点とを関わらせて十分に論じられているかといえ、そういうわけではない。

言うまでもないことだが、ルソーの思想は、平等な経済や社会を実現するための社会契約と一般意志によって支えられている。ジョン・ロールズの言葉を借りれば、ルソーにおいて、社会契約は、すべての根本的な問題において、お互いを対等な構成員とする能力と利害関心をもち、一般意志は、法の支配、正義、平等に関わり、経済的・社会的な不平等は軽減されるべきであると考えられている (Rawls 2007, 231-248, 訳, I, 412-442)。ロールズが指摘するように、その根拠として、『社会契約論』第2編第12章の注の中で、それらの不平等について深刻に論じられている (Rawls 2007, 247, 訳, I, 440)。また、『政治経済論』の中でも、「政府のもっとも重要な仕事の一つは、財産の極端な不平等を防ぐことにある」(Rousseau 1755, 17, 訳, 78) と述べられているように、国家における不平等の問題に対するルソーの問題意識はきわめ

て高いだけでなく、彼の政治論の中でもやはり肝要とされている。ロールズは、「共通の利益がなければ、共通善も存在せず、よって一般意志も存在しない」(Rawls 2007, 225, 訳, I, 402) とし、ルソーの思想において、一般意志と社会契約がともに平等を意味する理由や根拠を明示している。かくしてロールズは、「われわれはこれらのことすべてから、社会契約からなる社会において市民は——人格として——、最も高いレベルで、また最も根本的な点で平等なのだと言うことができる」(Rawls 2007, 247, 訳, I, 440) と、ルソーの思想を評価するのである<sup>17)</sup>。

ルソーは、『政治経済論』の中で、奢侈品については人々の富に応じた累進消費税を課すことを提案したように、ルソーにとって税はつり合いある成長を実現して奢侈を抑えるための社会的道具であった (Hont 2015, 118, 訳, 144)。国民に広く行き渡る奢侈の蔓延を防ぐための租税を柱にして構成されているルソーの租税国家には、上述したように、人々の間での過剰な不平等が引き起こされることが問題視されている。そうしたルソーの考えには、先述したように、商業が野蛮な習俗を洗練させ穏和なものにすると述べた一方で、過度の富の追求によって不平等から社会の無秩序が生まれると考えるモンテスキューの思想の系譜の中にいることを示しているようにも感じられる。

Hurtado (2018, 232) が言うように、ルソーにおいて、商業社会が不正になりうるとみなされるのは、貨幣経済において、人々が不公平になり分配的正義を尊ばなくなるからである。人々の威厳を平等にしようと努めることで、社会契約から成る社会は交換的正義以上のものを必要とするというのが、ルソーの立場である。一般意志から成る各成員は、自分たちの同胞の人民において平等な威厳を促進し認識することによって公平でなければならない。ルソーにとって、分配的正義は不可欠のものと考えられるが、一般的正義も他者にも完全な徳が与えられることが基本中の基本なのである。Hurtado (2018, 232) によれば、ルソーにおいて、このような正義は、人民の間で彼らが相互互恵的に従事する結果として実現されなければならない。なぜなら、ルソーは、そうした正義についてのアリストテレスの哲学を支持しているからである (Hurtado 2018, 232-234)。一般には、アリストテレスによれば、「美德」が実践されるためには、人々が道徳的な行動 (今日でいうところの規範的なものではない) に絶えず励むことである。そしてそれにより、彼らは正しく善き人格につながる習慣を身につけることになる。アリストテレスにおける「美德」や「名誉」の考えがルソーの思想に与えた影響関係については本稿の考察の域を越えるが<sup>18)</sup>、Hurtado (2018) は、

17) そうしたロールズのルソー論には、コミュニタリアニズムの「共通善」の思想と関わらせて論じられている点に特徴があり、『政治哲学史講義』全体の中でもルソーの思想に特に注意が払われていると読み取れる。

18) この点で、Hont (2015) は——ルソーが名誉や心優しい自尊心を求めたと主張しているが



これらの点について、ルソーとアリストテレスの思想との共通性を見出そうとしている。

Hont (2015, 124, 訳, 151) によれば、ルソーが支持したのは国際競争 (competition) ではなく国際的な競い合い (emulation) であり、それらを見分けることは重要であり、ルソーは心優しい自尊心を人々に求めた。そうしたルソーが述べた「競い合い」の精神は、名誉を求めて国民の経済的優越を追求すると把握するに至ったアダム・スミスの競争観にも影響を与えた (Hont 2015, 130-132, 訳, 157-159)。

ルソーが、全面的な競争社会による過度の経済発展を望まなかった数ある具体的な理由や根拠の例のひとつとして、劇場があげられよう。上述したように、リチャード・セネットは、ルソーが、特に大都市における劇場は自己の喪失を引き起こし、演技は墮落であるとして、演劇を批判したと述べていた。そこには、公的な場における俳優の演技はアイデンティティを喪失するという問題があった。ルソーが大都市とそうではない場所での劇場を区別して、ある種の商業的効果としての演劇それ自体を全面的に賛美しなかった点を重く見るならば、ルソーは、商業の拡大やそれに伴う乱立的な劇場建設の拡大には懸念していたと読み取れる。Neidleman (2018, 269-270) もまた、スミスと比べて、ルソーが劇場のあり方を限定的に捉えている点に注意を払っている。

この点は、アダム・スミスが『国富論』第5編の中で、労働者の辛い肉体労働を和らげるうえで、演劇を評価した意味とは異なるものといえる。スミスの場合には、辛い骨折り労働を強いられる労働者の「気晴らし」や「娯楽」のひとつとして演劇の鑑賞が推奨されている。スミスによれば、「あらゆる種類の演劇や展示」は「ほとんど常に民衆の迷信や熱狂の温床である憂鬱で陰気な気分を、彼らの大部分から容易に発散させる」(Smith 1776, vol. 2, 796, 訳, 四, 77) ののである。この主張には、スミスにおいて、辛い肉体労働を和らげることに主眼が置かれており、そうした労働者たちの積極的な娯楽の楽しみや、深い楽しみを味わう意味をもつ愉楽として、演劇についてルソーほど十分に考えられていたわけではないことを示しているといえるだろう<sup>19)</sup>。すなわちスミスにとって、演劇それ自体については、セネットが言うような人間のアイデンティティに関わるものとはみなされていないように窺える。

その一方で、ルソーの場合には、演劇を固有のものとして見ており (Hill 2018, 89-91)、スミスよりも商業の拡大によるそうした娯楽が与える人々の道徳的効果について、異なる視点から劇場のあり方が捉えられているように察せられる。ルソーが、ス

---

——それらの思想が要でもあるアリストテレスの哲学と関わらせてルソーの思想を十分に特徴づけていない点については若干疑問に感じる点である。

19) アダム・スミス以後のスコットランドの経済学の歴史の文脈の中で、デュガルド・スチュアートの経済思想との関わりで愉楽が重要な意味を有していた点については、荒井 (2023, 77-95) を参照。



ミスのように演劇の鑑賞を積極的に推奨しなかった点を重く見るならば、それは、両者の経済観が異なることに起因しているといえる。全面的な競争社会による過度の経済発展を望んでいなかったルソーは、厳しい肉体労働を強いられる労働者の娯楽として演劇を捉えてはいない。ルソーにとって、演劇は、農業労働者たちの経済活動と関わらせて見るのではなく、人々のアイデンティティや心理に直接関わる視点から、劇場建設や演劇のあり方について把握されている。そうしたルソーの視点には、分業の拡大と資本蓄積の拡大に基づく自由な経済活動を積極的に評価したスミスとは異なり、そうした経済を前提にしない人民の心理や精神に適合するいくぶん穏やかな経済社会が想定されているといえるだろう。

先述したように、Hont (2015, 47, 訳, 57) によれば、ルソーの思想において、言語を通じた社会形成史として、効用主義的認識論ではなく、美的認識論が重要な意味を有していた。ルソーにおける自尊心と美德との関係がそうした人間の内面的な美的認識論であることを重く見るならば、彼が考える統治国家においても、人々の勤労によるある程度の奢侈が認められるとしても、行き過ぎた奢侈の蔓延も防がなければならない。その意味で、政治制度においてナショナルな祖国愛を求めようとするルソーの思想においても、彼の経済・商業観や奢侈観も深く関係しているといえるだろう。それは、ルソーが考える国民形成においても同じことが言える。もし、奢侈に対する人々の変化についてのルソーの把握や認識を重く見るならば、人民の奢侈観の変化は、彼が考える「習慣」や「習俗」にも必然的に影響を及ぼすものといえるだろう。

ルソーにおける「習慣」と「習俗」の違いについては、西川 (2021, 224-229) の中で丁寧な説明されている。それを端的に示せば、前者が個人の営為の中で形成され、後者が集団の営為の中で形成されるものである。「ルソーが『習慣』を『自分自身に固有の感情から生まれる』ものとしていることから、これに類するものである『習俗』も理性ではなく感情および情念の領域に属するものであると考えられる」(西川2021, 228)。そうした「習俗」は、自分自身ではなく「他者の意見」ないし「世論」から生まれるとされるが、「習俗」が感情や情念の道德面だけでなく経済面にも関わるといふことは、上述した内容から否定しえないだろう。ある程度の奢侈を享受しながら心優しい自尊心ある人々の感情や情念は、個人だけでなく「他者の意見」としてそれがやがて習俗化されることになる。そして『社会契約論』において、そうした「習俗」は、他の法を支える「第四の法」として示されることになる。そのように考えるならば、これまで見てきたように、ルソーが論じる「第四の法」、あるいは経済領域、すなわち勤労だけでなく、商業社会や奢侈の変化を取り巻く自尊心や人間愛などの人間感情の変化についても、「他者の意見」としてそれを考察する必要があるのではないと思われる。西川は、そうした市場における個人の特殊意志が政治体を脅かすものと捉えることにより、統治の問題としてこの点を検討している。ルソーの政治論にお

いてこうした統治の問題の面がたしかにあるとしても、本稿で見たきたように、市場の中で活動する人々に対してある程度の奢侈が認められ、競争的だが心優しい自尊心を一様に求められているのであれば、そのような心優しい自尊心が特殊意志として先鋭化するほど政治体を脅かすものと考えられていなかった面もあるのではないかと考えられてならないのである。

ルソーの諸著作において、特殊意志と一般意志とを政治や経済の領域との関係性においていかに検討すべきかについては、本稿において多くの検討課題を残していることは言うまでもない。その点で、本稿は、スコットランドから見た場合のルソーの思想についての概略的な考察にとどまるものである。本稿で論じえなかった英仏における「美德」の思想の影響関係や、ルソーの思想がヒュームやスミス以外のスコットランドの知識人たちに与えたインパクト等、検討すべき課題は大いに残されている。

## 第5節 おわりに

本稿は、18世紀のスコットランドの経済思想の観点から、西川・関口論文で示されたルソー政治論における「統治」、「世論」ならびに「習俗」との関係やキャラクター・ナショナルについて検討した。それにより、両論文の中で示されたルソーの統治論における国民形成のあり方には、これまで見てきた通り、ルソーの経済思想とも関連していたと言えることができる。ルソーの政治論において、「祖国愛」やナショナルな要素が強調されている点は確かであるとしても、それは、商業社会という概念を無視した場合に、それらを強調しすぎてしまう嫌いがあるように思われる。Hont (2005, 141-144, 訳, 105-106) が言うように、その当時の諸国家の嫉妬は祖国愛をナショナリズムに変えたが、いかなる国家もそれを避けることはできなかった。それは18世紀のスコットランドにおける富国＝貧国論争に示されるように、他の国家からの安全への脅威と商業的競争は至るところで見られたからである。貧しい国は富国に対する嫉妬を生み、国家内での愛国心はますます過熱するナショナリズムへと変えていく。しかし、Hont (2005, 144, 訳, 106) によれば、「商業的社交性」は、貿易の嫉妬によってもたらされる社会の分裂と人々の屈辱を拒否することを意図されていた。この点について論じられたホントの『貿易の嫉妬』が刊行されたのが2005年であるが、それ以降の近年の研究においても、その当時の商業社会の具体的な意味としての「商業社会における他者との相互依存性」等、本稿の中でも取り上げたこの論点は重要な主題であり続けている。その点で、ルソーがそうした商業社会あるいは奢侈に注意を払った点を重く見るならば、ルソーの政治論における「祖国愛」やナショナリスティックな面についても、再考する余地があるように思われる。なぜなら、端的に言うことが許されるならば、とりわけナショナリズムと対をなす概念が、「商業的社交性」だけ

らである。

その意味でも、ルソーが競争ではなく「競い合い」を重んじたのではないかと述べたホントの主張は、ある意味で、ルソーの思想における「祖国愛」やナショナルな諸要素を和らげる意味を有するのではないかと察せられる。ホントが考察したように、ルソーが重んじた人々の紐帯や市民的結合には、人々の名誉や自尊心が関わっており、そこには、奢侈をめぐる議論など、経済的な要素とも深く関係していた。そうしたルソーの人間観が彼の政治論や統治論に影響が及ぶ点を重く見るならば、ルソーの政治・統治論と習俗との関係性にしても、ルソーが把握するキャラクター・ナショナルにしても、彼の経済論と関わらせながら考察する必要もあるのではないかとして、本稿ではこの点を強調した。自尊心、名誉、美德を大切にしながらも、国民形成へとつながっていく人々の「競い合い」の精神は、ルソーの政治論や統治論の中でも、彼の経済思想を通じた人々の紐帯や市民的結合につながる議論としても考えられるべきものではないかと思われるからである。

## 付録

### 第9章 橋詰かずみ「政治的受容」とは何か——『社会契約論』刊行直後のジュネーヴから」

ルソーの祖国、ジュネーヴ共和国では、『社会契約論』の刊行直後から「政治的に受容」されていた。だが、これまでの研究では、ジュネーヴ人たちが、ルソーをいかに捉え、いかに自己の言説に取り入れたのかについては、十分に明らかにされてこなかった。そこで著者は、さまざまな書簡と公文書を一次資料として多く用いながら、ジュネーヴ共和国におけるルソーの「政治的受容」のあり方について詳しく検討している。そして、ジュネーヴにおけるルソーの支持者も敵対者も、自らにとって都合の良い箇所を取捨選択して『社会契約論』を利用していった点を明らかにしている。

著者は、ジュネーヴ人たちがどのように自分たちの文脈に引き付けて『社会契約論』を読んだのかについて、「読書の問題」としてこれを考察している。一般には、『社会契約論』は政治思想の書とみなされ、特に前半部分が重視されるが、ジュネーヴ人たちは、『社会契約論』の忠実な内容について必ずしも影響を受けていたわけではなかった。実際には、同時代人の反応が大きかったのは、同著の最終章（第4編第8章）の市民宗教論であった。これには、検事総長のトロンシャンが小会議で行った「報告」と「結論」が関係している。トロンシャンの「結論」（1762.6.19）では、『社会契約論』を、3つの点から批判した。第1に、政治体制の暫時的性質を強調したこと、第2に、人民と指導者の間の相互契約に基づく政府成立を否定したこと、第3に、定期的人民集会を提案したことである。第1と第2の点については、トロンシャンは、これを国

家一般にとって危険であることを指摘し、第3の点については、これをジュネーヴの歴史的経緯から批判した。

著者は、トロンシャンによって取り上げられた『社会契約論』第3編第18章以外にも、その第12、13、14章においても、「定期的人民集会の提案」について論じられていると指摘している（197頁）。ルソーは、その中で、政府は主権者に常に対抗するような性質を帯びており、いずれ主権者を圧迫するのだと指摘している。このような傾向は、国家を滅亡に至らせることから、これを防ぐ方法として、定期的人民集会があげられている。そこでは、体制の維持と統治者の任命を確認することで、人民の主権が確保され続ける。しかし、小会議のメンバーたちは、人民の主権を保護するという口実のもとに、無秩序あるいは政治的不安定が恒久にもたらされるであろうと考えたのである。

それでは、ルソーの支持者たちにとっては、『社会契約論』はジュネーヴの改革に有効な書物だったのであろうか。著者によれば、意見派のドリュックやルソーの再従兄弟テオドール・ルソーといった支持者たちは、『社会契約論』を、暴君への抵抗を促す作品として評価したという（p. 199）。著者によれば、牧師ムルトゥーは、『社会契約論』について次のように述べている。「既に存在する、そしてこれから誕生する全ての暴君が、あなたの作品に怯えるはずです。それによって、皆の心中で自由が渴望されるでしょう。あなたは著作の中で、すべての同胞（touts les Semblables）が苦しむ奴隷状態に強く抗議しています」（p. 199）。この引用文の中の「すべての同胞（touts les Semblables）が苦しむ奴隷状態」がジュネーヴ人を含意しているのであれば、小会議は「暴君」であり、『社会契約論』は、（ジュネーヴ共和国の）現状を打破する理論ととらえる解釈が可能であろう。

しかし、「すべての同胞が苦しむ奴隷状態」＝「ジュネーヴ人」とであると解釈可能と言ってよいのか、足早に断定することはできないように思われる。著者によれば、支持者のテオドール・ルソーは、『社会契約論』がジュネーヴとは無関係の作品であると述べた一方で、「このことは我々の政府の恵まれた体制とは全く関係ありません。パリではこの作品は問題視されませんでした。従って、ここ〔ジュネーヴ〕でも断罪されるはずではなかったのです」と述べたと言う（p. 200）。彼がそのように述べたのは、果たして真意で述べたのか、それとも、ルソーへの拒否派が、『社会契約論』を危険思想の書として、J. J. ルソーを犯罪者扱いにすることを恐れて、そうならないようにするためだったのか、この点は明確なわけではない。著者も、このテオドール・ルソーの主張から、「ジュネーヴ人たちが暗黙で『社会契約論』を意見派の代弁書とみなしていたと結論できるかは疑問が残る」と述べている（p. 201）。

本章では、ジュネーヴ人における『社会契約論』の読まれ方以外にも、三「理論活用の問題」、四「著者に対するイメージの問題」の中で、意見派と拒否派において、



両者の立場の違いによってルソー政治論に対する賛否が分かれている点を詳細に考察している。意見派は、ルソーを「愛国者」、「指導者」として描いたが、拒否派は、ルソーの理論家としての能力欠如、ルソーがジュネーヴ市民であることが不確かであることを強調している。ただし、著者は、本章の中で、そもそも、ルソーの思想が、ルソーの支持者（あるいは反対者）に影響を与えたか否かを目的にしているわけではないと予め断っている。それでも本章において、『社会契約論』の理論を、「政治的受容」としてそのまま直接に意見派に影響を与えたわけではない点を明らかにしていることはおおいに示唆に富むものである。支持者であっても反対者であっても、自らの主張に適合するようにして、『社会契約論』を受容したことについて、いかに解釈すべきかについては、きわめて重要な問題だからである。

著者の主張を重く見るならば、その後のジュネーヴ共和国では、意見派も拒否派においても、現体制の諸問題との比較でルソーの理論を都合よく解釈してしまったことから、彼ら以外の同国の思想家たちなども、『社会契約論』の全体像の論点の重要性を見失ってしまったのではないかと感じられたが、そのようなことはなかったであろうか。もしそうであるならば、『社会契約論』刊行後において、その後のジュネーヴ共和国におけるルソーの政治思想の受容のあり方（影響関係等）については、興味深い多くの検討課題が残されているように思われる。

## 参照

- Baker, T. 2018. “Julie’s Garden and the Impartial Spectator: an examination of Smithean themes in Rousseau’s *La Nouvelle Héloïse*”, M. P. Paganelli, D. C. Rasmussen, C. Smith eds., *Adam Smith and Rousseau: Ethics, Politics, Economics*, Edinburgh, Edinburgh University Press.
- Berry, C. 2013. *The Idea of Commercial Society in the Scottish Enlightenment*, Edinburgh, Edinburgh University Press. 田中秀夫訳『スコットランド啓蒙における商業社会の理念』、ミネルヴァ書房、2017年。
- Evensky, J. 2005. *Adam Smith’s Moral Philosophy: A Historical and Contemporary Perspective on Markets, Law, Ethics, and Culture*, Cambridge, Cambridge University Press.
- Fricke, C. 2018. “The Role of Interpersonal Comparisons in Moral Learning and the Sources of Recognition Respect: Jean-Jacques Rousseau’s amour-propre and Adam Smith’s Sympathy”, M. P. Paganelli, D. C. Rasmussen, C. Smith eds., *Adam Smith and Rousseau: Ethics, Politics, Economics*, Edinburgh, Edinburgh University Press.
- Griswold, C. 2018. “Being and Appearing: Self-falsification, Exchange and Freedom in Rousseau and Adam Smith”, M. P. Paganelli, D. C. Rasmussen, C. Smith eds., *Adam Smith and Rousseau: Ethics, Politics, Economics*, Edinburgh, Edinburgh University Press.
- Haakonssen, K. 1981. *The Science of a Legislator: The Natural Jurisprudence of David Hume and Adam Smith*, Cambridge, Cambridge University Press. 永井義雄・鈴木信夫・市岡義章訳『立

- 法者の科学——デイヴィド・ヒュームとアダム・スミスの自然法学——』 ミネルヴァ書房，2001年。
- 2003. “Natural Jurisprudence and the Theory of Justice”, *The Cambridge Companion to the Scottish Enlightenment*, ed., A. Broadie, Cambridge, Cambridge University Press.
- Hanley, R. P. 2018. “On the Place of Politics in Commercial Society”, M. P. Paganelli, D. C. Rasmussen, C. Smith eds., *Adam Smith and Rousseau: Ethics, Politics, Economics*, Edinburgh, Edinburgh University Press.
- Hill, M. 2018. “Actors and Spectators: Rousseau’s Response to Eighteenth-century Debates on Self-interest”, M. P. Paganelli, D. C. Rasmussen, C. Smith eds., *Adam Smith and Rousseau: Ethics, Politics, Economics*, Edinburgh, Edinburgh University Press.
- Hont, I. 2005. *Jealousy of Trade: International Competition and the Nation-State in Historical Perspective*, Harvard, Belknap Press. 田中秀夫監訳，大倉正雄・渡辺恵一訳『貿易の嫉妬——国際競争と国民国家の歴史的展望』，昭和堂，2009年。
- 2015. *Politics in Commercial Society: Jean-Jacques Rousseau and Adam Smith*, Cambridge (Massachusetts), London, Harvard University Press. 田中秀夫・村井明彦訳『商業社会の政治学——ルソーとスミス』，昭和堂，2019年。
- Hullung, M., 2018. “Rousseau and the Scottish Enlightenment: Connections and Disconnections”, M. P. Paganelli, D. C. Rasmussen, C. Smith eds., *Adam Smith and Rousseau: Ethics, Politics, Economics*, Edinburgh, Edinburgh University Press.
- Hume, D. [1752] 2008. *Political Essays*, ed., K. Haakonssen Cambridge, Cambridge University Press. 田中秀夫訳『政治論集』，京都大学学術出版会，2010年。
- Hurtado, J. 2018. “Citizens, Markets and Social Order: An Aristotelian Reading of Smith and Rousseau on Justice”, M. P. Paganelli, D. C. Rasmussen, C. Smith eds., *Adam Smith and Rousseau: Ethics, Politics, Economics*, Edinburgh, Edinburgh University Press.
- Montesquieu, C. L. de Secondat. [1748]1950–1961. *De L’esprit des loix*, éd., J. B. de la Gressaye, Paris, Les Belles Lettres. 野田良之他訳『法の精神』全三冊，岩波文庫，1989年。
- Needleman, J. 2018. “Left to Their Own Devices: Smith and Rousseau on Public Opinion and the Role of the State”, M. P. Paganelli, D. C. Rasmussen, C. Smith eds., *Adam Smith and Rousseau: Ethics, Politics, Economics*, Edinburgh, Edinburgh University Press.
- Paganelli, M. P. 2010. “The Moralizing Role of Distance in Adam Smith: The Theory of Moral Sentiments as Possible Praise of Commerce”, *History of Political Economy*, 42(3), 425–441.
- 2013. “Commercial Relations: From Adam Smith to Field Experiments”, C. J. Berry, M. P. Paganelli, and C. Smith eds., *The Oxford Handbook of Adam Smith*, Oxford, Oxford University Press.
- 2017. “We Are Not the Center of the Universe: The Role of Astronomy in the Moral Defense of Commerce in Adam Smith”, *History of Political Economy*, 49(3), 451–468.
- 2022. “Vanity and Luck in Adam Smith’s Economic Growth”, *History of Political Economy*, 54(5), 859–877.
- Pittock, M. G. H. 2003. “Historiography”, in *The Cambridge Companion to the Scottish Enlightenment*, ed., A. Broadie, Cambridge, Cambridge University Press.
- Rasmussen, D. C. 2008. *The Problems and Promise of Commercial Society: Adam Smith’s*

- Response to Rousseau*, Pennsylvania, Pennsylvania State University Press.
- 2018. “Smith, Rousseau and the True Spirit of a Republican”, M. P. Paganelli, D. C. Rasmussen, C. Smith eds., *Adam Smith and Rousseau: Ethics, Politics, Economics*, Edinburgh, Edinburgh University Press.
- Rawls, J. 2007. *Lectures on the History of Political Philosophy*, Cambridge (MA), Harvard University Press. 齋藤純一・佐藤正志・山岡龍一・谷澤正嗣・高山裕二・小田川大典訳『ロールズ 政治哲学史講義I』, 岩波書店, 2011年.
- Rousseau, J. J. [1755] 2012. *Discours sur l'origine de l'inégalité et les fondemens de l'inégalité parmi les hommes*, *Collection complète des œuvres de J. J. Rousseau, citoyen de Genève, Contenant les ouvrages de Politique*, T. 1, Geneve / Paris, Classiques Garnier. 本田喜代治・平岡昇訳『人間不平等起源論』, 岩波文庫, 1972年.
- [1755] 2019. *Discourse on Political Economy, Rousseau: The Social Contract and Other Later Political Writings*, V. Gourevitch edited and translated., second edition, Cambridge, Cambridge University Press. 川出良枝選, 山路昭・阪上孝・宮治弘之・浜名優美訳「政治経済論」, 『ルソー・コレクション 文明』白水社, 2012年.
- [1762] 2012. *Du contrat social: extraits*, *Collection complète des œuvres de J. J. Rousseau, citoyen de Genève, Contenant les ouvrages de Politique*, T. 1, Geneve / Paris, Classiques Garnier. 桑原武夫・前川貞次郎訳『社会契約論』, 岩波文庫, 1983年.
- [1765] 1986. *Constitutional Project for Corsica, Political Writings*, F. Watkins translated and ed., Wisconsin, University of Wisconsin Press. 川出良枝選, 遅塚忠躬・永見文雄訳「コルシカ国制論」, 『ルソー・コレクション 政治』, 白水社, 2012年.
- [1771] 1986. *Considerations on the Government of Poland, Political Writings*, F. Watkins translated and edited., Wisconsin, University of Wisconsin Press. 川出良枝選, 遅塚忠躬・永見文雄訳「ポーランド統治論」, 『ルソー・コレクション 政治』, 白水社, 2012年.
- Schoene, A. 2018. *Sentimental Conviction: Rousseau's Apologia and the Impartial Spectator*, M. P. Paganelli, D. C. Rasmussen, C. Smith eds., *Adam Smith and Rousseau: Ethics, Politics, Economics*, Edinburgh, Edinburgh University Press.
- Senett, R. 1974. *The Fall of Public Man*, London, Faber. 北山克彦・高橋悟訳『公共性の喪失』, 晶文社, 1991年.
- Smith, A. [1759] (1976) *The Theory of Moral Sentiments*, D. D. Raphael and A. L. Macfie eds., Oxford, Oxford University Press. 高哲男訳『道徳感情論』, 講談社学術文庫, 2013年.
- [1776] (1976) *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, II vols, R. H. Campbell, A. S. Skinner, W. B. Todd eds., Oxford, Clarendon Press. 水田洋監訳 杉山忠平訳『国富論』全四冊, 岩波文庫, 2000-2001年.
- Susato, R. 2019. “How Rousseau Read Hume's Political Discourses Hints of Unexpected Agreement in Their Views of Money and Luxury”, *The European Journal of the History of Economic Thought*, vol. 26(1), 23-50.
- Winch, D. (1978) *Adam Smith's Politics: An Essay in Historiographic Revision*, Cambridge, Cambridge University Press. 永井義雄・近藤加代子訳『アダム・スミスの政治学』ミネルヴァ書房, 1989年.
- 荒井智行 2016. 『スコットランド経済学の再生——デュガルド・スチュアートの経済思想』, 昭和堂.

- 2023. 「「悪習」と「困窮」に対する「動機づけ」の政策思想——D. スチュアートにおける「愉楽の標準」に焦点を当てて」, 柳田芳伸編『愉楽の経済学——マルサスの思想的な水脈を辿って』, 昭和堂.
- 川出良枝 2023. 『平和の追求——18世紀フランスのコスモポリタニズム』, 東京大学出版会.
- 定森亮 2021. 『共和主義者モンテスキュー——古代ローマをめぐるマキアヴェッリとの交錯』, 慶應義塾大学出版会.
- 関口佐紀 2021. 「国民から人民へ」, 永見文雄・小野潮・鳴子博子編『ルソー論集——ルソーを知る, ルソーから知る』, 中央大学出版部.
- 田中正司 2000. 『アダム・スミスと現代』御茶の水書房.
- 田中秀夫 2014. 『スコットランド啓蒙とは何か——近代社会の原理』, ミネルヴァ書房.
- 鳴子博子 2020. 「ルソー的視座から見た時間・空間のジェンダー「フランス革命」論——戦争状態を終わらせるものは何か」, 鳴子博子編『ジェンダー・暴力・権力—水平関係から水平・垂直関係へ』, 晃洋書房.
- 2023. 『ルソーの政治経済学——その現代的な可能性』, 晃洋書房.
- 西川純子 2021. 「ジャン=ジャック・ルソー『社会契約論』における「統治 (gouvernement)」 「習俗 (moeurs)」 「世論 (opinion publique)」, 永見文雄・小野潮・鳴子博子編『ルソー論集——ルソーを知る, ルソーから知る』, 中央大学出版部.
- 2022. 『統治のエコノミー——一般意志を防衛するルソー』, 勁草書房.
- 橋詰かすみ 2021. 「政治的受容」とは何か——『社会契約論』刊行直後のジュネーヴから」, 永見文雄・小野潮・鳴子博子編『ルソー論集——ルソーを知る, ルソーから知る』, 中央大学出版部.
- 米田昇平 2013a. 「啓蒙の経済学——アベ・ド・サン=ピエール, ムロン, モンテスキューの商業社会論をめぐって (上)」, 『下関市立大学論集』, 第57巻1号, 5月.
- 2013b. 「啓蒙の経済学——アベ・ド・サン=ピエール, ムロン, モンテスキューの商業社会論をめぐって (下)」, 『下関市立大学論集』, 第57巻1号, 9月.
- 2016. 『経済学の起源——フランス欲望の経済思想』, 京都大学学術出版会.

『南山経済研究』掲載論文の中で示された内容や意見は, 南山大学および南山大学経済学会の公式見解を示すものではありません。また, 論文に対するご意見・ご質問や, 掲載ファイルに関するお問い合わせは, 執筆者までお寄せ下さい。

(荒井智行, 南山大学経済学部教授, E-mail: araitomo@nanzan-u.ac.jp)